

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第943号)

平成23年8月9日

横 情 審 第 9 4 3 号

平 成 2 3 年 8 月 9 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
るご質問について（答申）

平成22年9月27日港南土第1539号による次のご質問について、別紙のとおり答申します。

「(1)平成20年度陳情処理カード27件および(2)平成21年度陳情処理カード20件」の一部開示決定に対する異議申立てについてのご質問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1)平成20年度陳情処理カード27件および(2)平成21年度陳情処理カード20件」を特定し、一部開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「(1)平成20年度陳情処理カード27件および(2)平成21年度陳情処理カード20件」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成22年1月20日付で行った一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件申立文書について

住民等から道路等に関する陳情を受けた場合、陳情処理カード(以下「カード」という。)を作成する。

本件申立文書は、平成20年4月1日から平成21年11月末日までの間に、住民等からカーブミラーの設置要望を受けてから結論に至るまでの経緯を記した別添1に示す47枚のカードである。

カーブミラーの陳情に係る通常の事務処理においては、地図、道路台帳平面図、現場写真等の資料(以下「添付資料」という。)は、必ずしも作成してカードに添付するものではない。異議申立人(以下「申立人」という。)が異議申立書において指摘した別添2に示すカード(以下「本件カード」という。)の添付資料については、開示をした添付資料のほかには資料を作成する必要性がなかった。したがって、本件申立文書には含まれていない。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書に記載されている個人の氏名及び住所等については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号

本文に該当し、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件カードについて、開示請求書に記載したとおり、「カーブミラー設置依頼に係る陳情処理カード等関係書類全て」のうち「関係書類全て」について開示するよう求める。
- (2) 本件カードの説明欄には、「別添のとおり」と記載されている。開示されたほかのカードに添付されている資料から推測すると、本件カードにも添付資料が存在するはずである。
- (3) 「陳情処理未完了案件」についても、交渉記録等関係書類の開示を求める。
- (4) 開示されたカードの中には、記入漏れと思われるものや、記入内容が矛盾しているものがある。正確な情報を記入して開示してほしい。

5 審査会の判断

(1) カーブミラー設置に係る事務について

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第16条では、市町村道の管理はその路線の存する市町村が行うことを規定し、法第85条では、市町村道に附属する道路の附属物の新設又は改築は市町村道の道路管理者が行うことを規定している。

カーブミラーは法第2条及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3第4号に規定する道路の附属物で、実施機関におけるカーブミラーの設置に係る事務は、横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）に基づき、道路等の管理、維持及び修繕等に関することとして、各区土木事務所が行っている。

(2) 陳情に係る事務について

実施機関は、道路等の維持・修繕等に関する住民等からの陳情を受けた場合、現地調査等を行い、道路等の維持・管理・安全性の面から必要とされる措置を実施している。その際、陳情への対応を記録するため、陳情一件ごとに陳情者の氏名、住所及び電話番号、現場調査で把握した状況、陳情者との対応、陳情に係る判断に至る経過等の情報を記録するカードを作成している。

(3) 本件申立文書について

本件申立文書は、開示請求書の記載から、平成20年度及び平成21年4月1日から開示請求日までに港南土木事務所において受付した別添1に示すカード及び当該陳情の処理に係る関係書類と解される。

前記(2)のとおり、陳情に係る通常の事務処理から勘案すると、申立人が開示を求める当該陳情の処理に係る関係書類とは、本件カードと一体を成す添付資料である。

当審査会において本件申立文書を見分したところ、カードは、受付日時、陳情者の氏名、住所及び電話番号、陳情箇所、陳情要旨、処理方針等の項目欄により構成されており、添付資料が添付されているものも見受けられた。実施機関は、本件カードのうち個人の氏名、所属団体、役職等について条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

(4) 申立人の主張について

申立人は、異議申立書及び意見書において、本件申立文書のうち本件カードに係る関係書類の全てを特定し、開示をするよう求めており、関係書類とは、前記(3)のとおり、本件カードに係る添付資料である。

このほか申立人は、本件処分における非開示部分については開示すべきであるとの主張をしていない。

したがって、当審査会は、本件異議申立ては、本件申立文書のうち本件カードの添付資料について特定し、開示を求める趣旨であると解することが適当と判断した。

(5) 本件カードの添付資料の不存在について

ア 実施機関は、カードに添付する資料については、必ずしも作成するものではなく、本件カードについては、必要がなかったため添付資料を作成しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成23年4月12日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件カードに係るカーブミラーを所管する港南土木事務所では、住民等からの陳情に対して確実に対応するために、原則として、陳情処理システム（以下「システム」という。）でカードの情報管理をしている。陳情を受けた場合、陳情の要旨等に関する情報をシステムに入力し、当該入力データを活用してカードを作成している。カードには、現場調査で把握した状況、陳情者との対応、陳情に係る判断に至る経過等（総称して以下「処理経過」と

いう。)を手書きで追記している。ただし、カードに記載すべき処理経過が多く、手書きでは追記しきれない場合等には、当該処理経過をシステムに入力の上、その内容が反映されたカードを再作成し、当初作成したカードと差替をしている。その後、処理方針を定め、必要に応じてカードに現場の地図や写真等を添付した上で業務を所管する上司に報告しており、カーブミラーを設置するという判断に至った事案については、当該カードにより副所長までの決裁を受けている。

- (イ) 本件処分では、原本である紙媒体のカードについて添付資料を含めて全て特定し、開示を行った。
- (ウ) 添付資料については、必要な場合にのみカードに添付する。
- (エ) 本件カードに係る陳情は、開示した添付資料のほかには資料が不要な事案であった。添付資料は開示したもの以外にはない。
- (オ) また、申立人が本件カードのうち、記入漏れと指摘する箇所については、指摘する内容が開示請求日以降の内容であった。よって、開示請求日時点では本件申立文書に記載されていないのは当然であるため、記入漏れではない。
- (カ) なお、申立人が本件カードのうち、矛盾があると指摘する箇所については、システム処理の際に入力を間違えてしまった。今後、このような事務処理ミスがないように気を付けたい。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

実施機関は、本件申立文書として原本である紙媒体のカードを特定したこと及び特定したカードについては添付資料を全て含めて特定し、本件処分を行ったと説明している。一方、申立人は、本件カードの説明欄には、「別添のとおり」と記載されているため、本件カードについて関係書類が存在するはずであると主張している。事務局をして確認をしたところ、カードの「別添のとおり」との記載は、実際の添付資料の有無に関わらず、システム上の設定により全てのカードに印刷されるとのことであった。このことと、カードに係る通常の事務処理を併せ考えると、本件カードに係る陳情については開示した添付資料以外にその他の添付資料が存在しないという実施機関の説明は、必ずしも不自然とはいえない。また、そのほかに添付資料の存在を推認させる事情は見受けられなかった。

なお、申立人は開示されたカードについて、記入漏れがあること、記入内容

が矛盾していることなどを指摘し、正確な情報を記入の上開示するよう求めているが、開示請求制度においては、実施機関が開示請求日時点で保有する文書をそのままの形で開示等をするを前提としているため、申立人の主張は採用できない。

(6) 諮問の遅延について

本件異議申立ては、平成22年2月19日に提起されたものであるところ、実施機関は、審査会事務局の督促にもかかわらず、異議申立てから7月余を経過した平成22年9月27日に至ってようやく当審査会に諮問しており、事務処理の遅延は明白である。

事情聴取において説明を求めたところ、他の案件に係る異議申立てが複数あり、その対応等に時間を要したことを諮問遅延の理由として挙げている。

しかし、本件諮問の内容からも、異議申立てから諮問までこれほどの長期間を要したことを正当化できるような、やむを得ない理由があったとは到底認めがたく、開示決定等に対する不服申立てへの対応として、本件諮問は遅きに失したものと云わざるを得ない。

実施機関においては、開示決定等及び諮問に係る事務手続を、迅速かつ的確に対応するよう、十分に留意すべきである。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を特定し、一部開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

別添 1 実施機関が本件申立文書として特定した行政文書の内訳

平成20年度陳情処理カード

37、 99、 232、 337、 376、 537、 571、 840、 951、 1136、 1151、
1153、 1372、 1373、 1559、 1896、 2076、 2466、 2533、 2762、
2974、 3059、 3093、 3105、 3117、 3696及び 3771

平成21年 4月 1日から平成21年11月30日までの陳情処理カード

210、 257、 287、 427、 536、 598、 952、 1323、 1389、 1528、
2065、 2108、 2161、 2229、 2230、 2231、 2232、 2242、 2313
及び 2406

別添 2 申立人が異議申立書において指摘したカードの内訳

平成20年度陳情処理カード

232、 337、 376、 537、 840、 1136、 1153、 2076、 3059、 3696
及び 3771

平成21年 4 月 1 日から平成21年11月30日までの陳情処理カード

1323、 1389、 1528、 2065、 2108、 2161、 2232及び 2406

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年9月27日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成22年10月14日 (第173回第一部会) 平成22年10月19日 (第179回第二部会) 平成22年10月22日 (第109回第三部会)	・諮問の報告
平成22年11月16日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年1月14日 (第183回第二部会)	・審議
平成23年2月25日 (第186回第二部会)	・審議
平成23年3月25日 (第188回第二部会)	・審議
平成23年4月12日 (第189回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成23年4月26日 (第190回第二部会)	・審議
平成23年5月10日 (第191回第二部会)	・審議
平成23年5月24日 (第192回第二部会)	・審議
平成23年6月14日 (第193回第二部会)	・審議
平成23年6月28日 (第194回第二部会)	・審議
平成23年7月12日 (第195回第二部会)	・審議